

入 札 説 明 書

令和 7 年度海洋観測機器調達に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 1 1 月 5 日

2 契約担当者 羅臼町長 湊 屋 稔

3 担当部局 羅臼町役場産業創生課
〒 0 8 6 - 1 8 9 2
北海道目梨郡羅臼町栄町 1 1 0 番地 8 3
電話 0 1 5 3 - 8 7 - 2 1 2 8

4 入札に付する事項

- (1) 番 号 物件第 6 号
- (2) 物 件 名 海洋観測機器購入
- (3) 納入場所 羅臼町役場産業創生課
北海道目梨郡羅臼町栄町 1 0 0 番地 8 3
- (4) 調達物品 別紙仕様書のとおり
- (5) 納入期限 令和 8 年 1 月 3 0 日

5 入札広告と要件

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (2) 北海道内に主たる営業所（支店を含む）を有する者であること。
- (3) 過去 10 年間に、本物件と類似する物件の納品実績を有すること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをした

者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

- (7) 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の最終日から開札日までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

6 入札参加資格と要件

(1) 入札に参加を希望する者は、「制限付き一般競争入札参加資格申請書」に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (ア) 類似製品取扱実績調書
- (イ) 類似製品取扱実績を証明する書面
- (ウ) その他町長が必要と認めた書類

提出期限 令和7年11月14日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

担当部署の示す場所に郵送又は持参すること。

(3) 添付資料の内容

(4) 別に定める「海洋観測機器調達仕様書」の要件を満たしていることがわかる納入予定物品の仕様を記載した書面を作成し、提出すること。なお、本書面は任意様式とする。

(5) その他

A) 書類の作成並びに提出に要する費用は申請者の負担とする。

B) 提出書類については1部提出すること。

C) 留意事項

①提出された書類は返却しないものとする。

②提出された資料は本入札に関わる事務以外に本村において無断で使用することはない。

③虚偽の記載をした者は、本入札への参加を認めない。

(6) 誓約書は様式1により作成すること。

(7) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本村に対して入札参加資格がないと認められた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）を経過する日までに持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は書面を受理した日から起算して2日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 仕様書に対する質問回答

- (1) 質問については適宜の様式で電子メールにより令和7年12月1日(月)午後5時までに羅臼町役場産業創生課へ提出すること。

Email アドレス sec.sangyo@rausu-town.jp

- (2) 回答については随時メールにて対応する。

8 入札の手続き等

- (1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 令和7年12月3日(水)午後5時(必着)

イ 提出先 〒086-1892

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場産業創生課

- (2) 入札の方法

ア 入札書及び物品内訳書は郵送により提出すること。(持参は不可)

イ 郵便の種類は簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には「海洋観測機器 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には入札書を入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒及び物品内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

- (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総額の金額を記載すること。なお、ここでいう総額とは、別紙仕様書の「(1) 本体および本体附属品」および「(2) 付属品」の税抜合計額をさす。

- (4) 物品内訳書の作成及び提出

ア 入札書の提出に併せ、物品内訳書を作成し提出すること。

イ 入札書に記載する金額は物品内訳書の合計金額に対応するようにすること。

- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者が行った入札

イ 誓約書の提出のない者の行った入札

ウ 誓約書又は添付資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札

オ 本説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な物品内訳書を提出しない者の行った入札

キ 別紙仕様書に記載した仕様以外の仕様の物品で行った入札

(6) 契約書の作成

要する。

(7) その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

9 入札保証金

入札に参加する者の見積もる入札金額に消費税および消費税相当額を加えた額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。なお、入札保証金の納付の免除は、政令第167条の7及び財務規則第53条の2の定めるところによる。

10 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付の免除は、政令第167条の16及び財務規則第67条の2の定めるところによる。

11 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において行う。

ア 開札日時 令和7年12月4日(木) 午後3時30分

イ 開札場所 羅臼町役場 2階町長室

12 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で、最低の価格により入札した者を落札者とする。

13 契約書の作成の要否

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96号第1項の規程により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

14 その他

- (1) 入札参加者は別添の契約書案を熟読し、本説明書を遵守すること。
- (2) 本説明書入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (3) この入札は、取りやめること又は、延期することがある。